

■地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案（主な修正経過）

民主党障がい者WT作成

3月11日 修正案文

2月28日提示の案文

2月27日提示の案文

現行

<p>(基本理念) 第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が必要な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及び<u>どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。</u></p>	<p>《題名》 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 (障害者[△]総合支援法)</p>	<p>《題名》 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 (障害者生活総合支援法)</p>	<p>《題名》 「障害者自立支援法」</p>
<p>(基本理念) 第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が必要な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及び<u>地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを除去に資することを旨として、行わなければならない。</u></p>	<p>(基本理念) 第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が必要な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及び<u>地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを除去に資することを旨として、行わなければならない。</u></p>	<p>(基本理念) 第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が必要な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、<u>地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを除去に資することを旨として、行わなければならない。</u></p>	<p>△</p>

3月1日 修正案文	2月28日提示の案文	2月22日提示の案文	現行
<p>(同右)</p>	<p>(定義) 第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。</p>	<p>(定義) 第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が当該疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。</p>	<p>(定義) 第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者をいう。</p>
<p>(同右)</p>	<p>第五条 3 この法律において「重度訪問介護」とは、<u>重度の肢体不自由者等</u>であつて常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものにつき、居室における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。</p>	<p>第五条 3 この法律において「重度訪問介護」とは、<u>重度の肢体不自由者</u>であつて常時介護を要する障害者_ニにつき、居室における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。</p>	<p>第五条 3 この法律において「重度訪問介護」とは、<u>重度の肢体不自由者</u>であつて常時介護を要する障害者_ニにつき、居室における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。</p>

	<p>(市町村の地域生活支援事業)</p> <p>第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>障害者、障害者等の家族、地域住民等が自発的に行う障害者等の自立した日常生活及び社会生活のための活動の支援を行う事業</u></p>	<p>(市町村の地域生活支援事業)</p> <p>第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>ボランティアにより行われる障害者等の自立した日常生活及び社会生活に資するための自発的な活動に対する支援を行う事業</u></p>	<p>(市町村の地域生活支援事業)</p> <p>第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>△</p> <p>△</p>
<p>(同右)</p>	<p>(基幹相談支援センター)</p> <p>第七十七条の二 (略)</p> <p>5 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項の規定により委託を受けた知的障害者相談員[△]その他の関係者との連携に努めなければならない。</p> <p>(同右)</p>	<p>(基幹相談支援センター)</p> <p>第七十七条の二 (略)</p> <p>5 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項の規定により委託を受けた知的障害者相談員、<u>障害者等の日常生活または社会生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。</u></p>	<p>(基幹相談支援センター)</p> <p>第七十七条の二 (略)</p> <p>△</p>

3月1日 修正案文	2月28日提示の案文	2月22日提示の案文	現行
<p>(基本指針) 第八十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針及を変更しようとするときは、あらかじめ、<u>障害者及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(基本指針) 第八十七条 (略)</p> <p>2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項</u></p> <p>3 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針及を変更しようとするときは、あらかじめ、<u>障害者等をはじめとする国民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬ。</u></p> <p>4 厚生労働大臣は、<u>障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認められるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。</u></p> <p>(市町村障害福祉計画) 第八十八条 (略)</p>	<p>(基本指針) 第八十七条 (略)</p> <p>12 市町村は、<u>定期的に、市町村障害福祉計画に基づく業務の実施の状況に関する評価を行い、市町村障害福祉計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(基本指針) 第八十七条 (略)</p> <p>2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>(市町村障害福祉計画) 第八十八条 (略)</p> <p>△</p>
<p>(同右)</p>			

第八十八条の二 市町村は、定期的に、
前条第二項に規定する事項（市町村障
害福祉計画に同条第三項各号に掲げる
事項を定める場合にあつては、当該各
号に掲げる事項を含む。）について、調
査、分析及び評価を行い、必要がある
と認めるときは、当該市町村障害福祉
計画を変更することその他の必要な措
置を講ずるものとする。

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条（略）

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条（略）

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条（略）

△ 都道府県は、定期的に、都道府県障
害福祉計画に基づく業務の実施の状況
に関する評価を行い、都道府県障害福
祉計画に検討を加え、必要があると認
めるときには、これを変更することそ
の他の必要な措置を講ずるよう努めな
ければならない。

第八十九条の二 都道府県は、定期的に、
前条第二項各号に掲げる事項（都道府
県障害福祉計画に同条第三項各号に掲
げる事項を定める場合にあつては、当
該各号に掲げる事項を含む。）につい
て、調査、分析及び評価を行い、必要
があるとき認めるときは、当該都道府県
障害福祉計画を変更することその他の
必要な措置を講ずるものとする。

（同右）

3月1日 修正案文	2月28日提示の案文	2月22日提示の案文	現行
<p>(検討)</p> <p>附則第二条 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、<u>障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を</u> 目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者及びその家族その他の関係者の意見を<u>反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(検討)</p> <p>附則第二条 政府は、<u>全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を段階的に実現するため、この法律の施行後三年を</u> 目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、<u>常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービス</u>の在り方、<u>障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方</u>、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者及びその家族その他の関係者の意見を<u>聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(検討)</p> <p>附則第二条 政府は、<u>この法律の施行後五年を</u> 目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、<u>障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方</u>、<u>常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援</u>その他障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、前項の規定による検討を加えようとするときは、障害者及びその家族その他の関係者の意見を<u>聴くものとする。</u></p>	